

登米市地産地消推進店認定申請書

関係書類

登米市地産地消推進店の申請書様式及び認定後のホームページ掲載に関する様式の記入例です。

内容

- ・ 登米市地産地消推進店認定に関する要綱
- ・ 申請書（記入例）
- ・ ホームページ掲載データ（記入例）

○登米市地産地消推進店認定に関する要綱

平成18年 8 月31日

告示第181号

改正 平成22年 3 月31日告示第82号

平成28年 3 月31日告示第108号

令和 6 年 1 月22日告示第14号

令和 7 年 4 月 1 日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が身近な場所で市内産農産物を購入・消費する機会を増やすとともに、市内産農産物への愛着と「食」と「農」への理解促進並びに消費拡大を図ることを目的とし、市内産農産物を取り扱う直売所、旅館、ホテル、飲食店、量販店、小売店及び菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者（以下「事業者等」という。）を登米市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 推進店の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事業者等とする。

- (1) 県内において営業し、市内で生産された農産物を販売又は使用する事業者等
- (2) 地産地消の推進に賛同する事業者等

(認定基準)

第3条 推進店の認定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 共通事項

ア 店内・施設内表示やメニュー等において、地産地消及び市内産農産物のPRを行うと認められる事業者等であること。

イ 市内産農産物の販売又は使用等を、今後も増やしていこうという意欲があること。

ウ 認定の内容をホームページに紹介することや報道機関等のメディアにより紹介し、また紹介されることを承諾する事業者等であること。

(2) 販売店（直売所、量販店及び小売店）

ア 市内産農産物を、年間を通して常時販売していること。

イ 生産した地域及び生産者の氏名の表示を行っていること。

ウ 市内産農産物の売場を設け、市内産農産物の販売コーナーの表示を行っていること。

(3) 旅館、ホテル、飲食店及び菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者

ア 料理又は弁当を販売している場合には、年間を通して使用している市内産農産物があること。

イ 市内産農産物を販売している場合には、市内産農産物を年間を通して販売し、その販売コーナーの表示を行っていること。

ウ 市内産農産物を加工し販売している場合には、製造する加工食品の主たる材料に市内産農産物を積極的に使用し、市内産農産物を使用している旨の表示を行っていること。

(申請方法)

第4条 申請者は、登米市地産地消推進店認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、登米市地産地消推進本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

(認定審査及び決定)

第5条 本部長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定する。

2 本部長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、現地調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

3 本部長は、第1項の審査結果について、申請者に対し、登米市地産地消推進店（非）認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(調査)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、推進店の認定内容について調査するため、協議会に調査を依頼し、協議会は調査結果を本部長へ報告するものとする。

2 推進店は、前項の調査に協力しなければならない。

(認定期間及び再認定)

第7条 推進店の認定期間（以下単に「認定期間」という。）は、認定日から4年間とする。

2 認定期間が満了する場合において、引き続き推進店の認定を受けようとする

る者は、認定期間の満了日の1月前までに登米市地産地消推進店再認定申請書（様式第3号）を本部長に提出するものとする。

- 3 本部長は、前項の申請書を受理したときは、第3条に基づき内容の確認及び調査を行い、再認定の可否を決定する。

（認定内容の変更）

第8条 推進店は、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに登米市地産地消推進店申請内容変更届（様式第4号）を本部長に提出するものとする。

（認定証の交付）

第9条 本部長は、第5条の規定による推進店の認定を受けた者に対し、認定証（様式第5号。以下「認定証」という。）及びPR用卓上のぼり（様式第6号。以下「PRのぼり」という。）（以下「認定証等」と総称する。）を交付する。

- 2 本部長は、第7条の規定による推進店の再認定を受けた者に対し、認定証を改めて交付するものとする。
- 3 本部長は、交付したPRのぼりが経年劣化その他のやむを得ない事由により使用に耐えないと認めるときは、PRのぼりを再度交付することができる。
- 4 認定証等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、当該認定証等を返却するものとする。

- (1) 認定期間の満了後再認定を受けない場合
- (2) 次条の規定による推進店の認定の取消しを受けた場合
- (3) 第11条の規定により推進店の認定を辞退した場合

（認定の取消し）

第10条 本部長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 法令違反等の推進店としてふさわしくない事由が発生したとき。
- (3) 第6条第1項の規定による調査に協力しなかったとき。

（認定の辞退）

第11条 推進店が、その認定を辞退するときは、登米市地産地消推進店辞退届（様式第7号）を本部長に提出するものとする。

(推進店の表示)

第12条 推進店は、認定証等を店頭又は店内の見やすい場所に掲示し、自らも推進店であることのPRに努めるものとする。

(推進店の広報宣伝)

第13条 本部長は、登米市のホームページ等において、推進店の広報宣伝を推進するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進店の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月31日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第82号)

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第108号)

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (令和6年1月22日告示第22条)

この告示は、令和6年1月22日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第74号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の登米市一時保育事業実施要綱、第2条の規定による改正前の登米市家族介護用品支給事業実施要綱、第3条の規定による改正前の登米市配食サービス事業実施要綱、第4条の規定による改正前の登米市生きがい対応デイサービス事業実施要綱、第5条の規定による改正前の登米市軽度生活援助事業実施要綱、第6条の規定による改正前の登米市外出支援サービス事業実施要綱、第7条の規定による改正前の登米市介護家族支援レスパイト事業実施要綱、第8条の規定による改正前の登米市在宅ねたきり老人等介護慰労金支給要綱、第9条の規定による改正前の登米市訪問介護低所得者利用者負担額軽減事業実施要綱、第10条の

規定による改正前の登米市老人日常生活用具給付等事業実施要綱、第11条の規定による改正前の登米市ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業実施要綱、第12条の規定による改正前の登米市生活支援ハウス運営事業実施要綱、第13条の規定による改正前の登米市透析患者の通院に要する交通費助成要綱、第14条の規定による改正前の登米市住宅改修費給付事業実施要綱、第15条の規定による改正前の登米市国民健康保険被保険者資格証明書等交付事務要領、第16条の規定による改正前の登米市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱、第17条の規定による改正前の登米市介護認定事務取扱要綱、第18条の規定による改正前の登米市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱、第19条の規定による改正前の登米市障害者控除対象者認定実施要綱、第20条の規定による改正前の登米市子育て用品支給事業実施要綱、第21条の規定による改正前の登米市国民健康保険税減免取扱要綱、第22条の規定による改正前の登米市地産地消推進店認定に関する要綱、第23条の規定による改正前の登米市障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱、第24条の規定による改正前の登米市知的障害者職親委託制度実施要綱、第25条の規定による改正前の登米市特例介護給付費等受領委任払実施要綱、第26条の規定による改正前の登米市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第27条の規定による改正前の登米市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱、第28条の規定による改正前の登米市介護保険利用者負担額の減免取扱要綱、第29条の規定による改正前の登米市東日本大震災による被災者に対する介護保険料、利用者負担額等の減免取扱要綱、第30条の規定による改正前の登米市自立支援医療費（育成医療）事務処理要綱、第31条の規定による改正前の登米市未熟児養育医療給付実施要綱、第32条の規定による改正前の登米市東日本大震災による被災者に対する介護保険利用者負担額の免除取扱要綱及び第33条の規定による改正前の登米市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号(第 4 条関係)

登米市地産地消推進店認定申請書

令和〇年〇月〇日

登米市地産地消推進本部
本部長 様

申請者 住所 登米市中田町上沼字西桜場 18
氏名 〇〇会社 ▲▲
代表 登米 太郎

電話番号 0220-34-2759
FAX 番号 0220-34-2802

登米市地産地消推進店の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認 定 対 象 店 の 名 称	〇〇レストラン ▲▲
所 在 地	登米市中田町上沼字西桜場 18
電 話 番 号／FAX 番 号	0 2 2 0 （ 3 4 ） 2 7 0 6／0 2 2 0 （ 3 4 ） 2 8 0 2
駐 車 可 能 台 数	大型 0 台 ・ 普通車 10 台 ・ 駐輪場(有)・無)
営 業 時 間	①11：00 ～ 14：00 (ランチ) ②17：00 ～ 22：00 (ディナー)
休 業 日	① 月 日 ～ 月 日 ② 月 日 ～ 月 日 ③その他(毎週水曜日)

E-mail アドレス	~~~~~@~~~~~.com
ホームページアドレス	https://www.~~~~~.com
区分	・直売所 ・旅館 ・ホテル ・ 飲食店 ・量販店 ・小売店 ・菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者
1 市内産農産物の提供方法及び主な品目(メニュー) ○○定食、▲▲カレー ◎ 主な品目の使用材料 宮城野ポーク、ひとめぼれ、季節の野菜	
2 市内産農産物の購入ルート 宮城野ポーク・・・○○肉店より購入 ひとめぼれ・・・市内契約農家より購入 季節の野菜・・・産直○○より購入	
3 特徴的な取り組み 登米市産食材をできる限り使用しています。 登米市産野菜を使用したサラダバーを実施しています。	
4 市内産農産物の使用又は販売を、今後も増やしていくための方法 登米市産の農産物を使ったメニューをさらに考案していきます。	
5 その他(申請店の PR 等) 産地直結の野菜は大変鮮度が良く、美味しいと評判です。	

※ 認定審査及びホームページ等での PR に使用しますので、申請店の外観・店内等の写真、位置図、メニュー、その他参考となる写真等を添付してください。

地産地消推進店 市ホームページ掲載用原稿

項 目	ホームページデータ
店 舗 名	〇〇レストラン ▲▲
バ リ ア フ リ ー	あり
座 席 数	20 席
子 供 用 椅 子	2 脚
多 目 的 ト イ レ	1 箇所（女性用と共用）
おすすめメニュー①	メニュー：〇〇定食
	コメント：宮城野ポークを使用した定食です。 登米市産野菜もたくさん使っています。
おすすめメニュー②	メニュー：▲▲カレー
	コメント：登米市産野菜をゴロゴロ入れた 贅沢カレーです。
おすすめメニュー③	メニュー：
	コメント：
おすすめメニュー④	メニュー：
	コメント：
おすすめメニュー⑤	メニュー：
	コメント：
おすすめメニュー⑥	メニュー：
	コメント：
店長・料理長からのコメント ※150 字以内 ※地元食材地産地消 PR 等	登米市産野菜をたくさん使用した家庭料理が楽しめる お店です。
備 考	

※ホームページへ掲載したい項目について記載してください。

※おすすめメニュー欄について、直売所等の場合はおすすめ農産物等を記載してください。

※おすすめメニュー等の写真を提供いただければ、ホームページへの掲載が可能です。

※その他HPに表示したい事項については、備考欄へ記載してください。

